

第1期実施計画後期 (霧島市公共施設管理計画)

令和2年3月
霧島市

霧島市公共施設管理計画 第1期実施計画後期（個別施設計画）
目次

| | |
|--|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 1-1. 背景と目的 | 1 |
| 1-2. 計画の位置付け | 1 |
| 1-3. 計画期間 | 1 |
| 1-4. 計画対象施設 | 2 |
| 2. 公共施設を取り巻く現状 | 2 |
| 2-1. 人口動態 | 2 |
| (1) 市全体の人口 | 2 |
| 2-2. 公共建築物の状況 | 3 |
| 2-3. 公共建築物に関する市民意向調査 | 3 |
| (1) 公共施設の利用状況 | 3 |
| (2) 公共施設の現状・課題への関心 | 4 |
| (3) 霧島市公共施設管理計画についての認知度 | 4 |
| (4) 今後、市が推進すべき施策に関する住民の意識 | 5 |
| 2-4. 霧島市公共施設管理計画（基本計画） | 7 |
| (1) 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減） | 7 |
| (2) 施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化推進） | 7 |
| (3) 施設運営の見直し（財源確保） | 8 |
| (4) ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討（維持管理業務効率化） | 8 |
| 3. 前期計画期間の取組について | 10 |
| 3-1. これまでの取組の振り返りと今後に向けた課題・留意点 | 10 |
| (1) 総量縮減 | 10 |
| (2) 長寿命化推進 | 12 |
| (3) 財源確保 | 12 |
| (4) 維持管理業務効率化 | 13 |
| 4. 後期計画期間の取組について | 14 |
| 4-1. 基本方針 | 14 |
| (1) 総量縮減 | 14 |
| (2) 長寿命化推進 | 14 |
| (3) 財源確保 | 14 |
| (4) 維持管理業務効率化 | 15 |
| (5) 更なる公共施設マネジメントの推進に向けて | 15 |
| 4-2. 施設分野別の方針 | 17 |
| 4-3. 重点的に推進する取組 | 21 |
| 4-4. 個別施設に係る計画 | 22 |
| (1) 劣化状況調査対象施設 | 22 |
| (2) 施設分類別対策内容と実施時期 | 23 |

1. はじめに

1-1. 背景と目的

国は、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えることから、平成 25 年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方公共団体に対しても公共施設の維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な「行動計画」や「個別施設計画」の策定を求め、平成 26 年 4 月には、「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう地方公共団体に要請しました。

本市では、合併直後から財政健全化に取り組んできており、その取組のひとつとして、本市の施設保有量は人口規模が類似する他の地方公共団体と比べると突出して高い値となっていることから、平成 23 年度から公共施設のあり方についての検討を進め、平成 27 年 3 月に「霧島市公共施設管理計画」（以下、「管理計画」という。）を策定し、施設保有量の見直しや長寿命化の推進など、公共施設マネジメントに取り組んでいます。

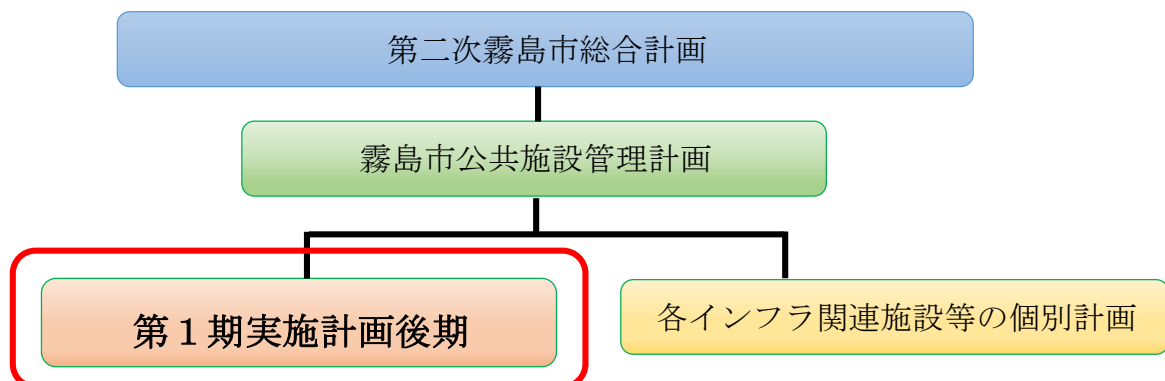
管理計画は、健全財政を堅持し、適切な公共サービスを提供しつづけることを目標としています。今後、少子高齢化や人口減少が進むことが予想され、それに伴い、社会保障費の増大や税収減が見込まれる中、施設の大規模改修や更新等に係る将来コストをどのように縮減していくかが大きな課題であります。施設を安全・安心かつ健全な状態で維持管理していくためにも、施設保有量の見直しは避けては通れません。

住民の皆様と行政が連携協力して、新たな公共施設のあり方や新たな機能（公共サービス）の創造の検討を行い、将来を担う子や孫の世代に過剰な負担をさせないために、令和 2 年度からの 5 年間の取組方針等を定めた「第 1 期実施計画後期」（以下、「本計画」という。）を策定し、着実に公共施設マネジメントに取り組んでいきます。

1-2. 計画の位置付け

- ① 本計画は、管理計画に沿って策定する実施計画に位置付けるものです。
- ② 本計画は、計画期間内において、個別の施設のあり方等の協議・検討の進捗により改訂します。

図表 1 第 1 期実施計画後期の位置付け（体系）



1-3. 計画期間

平成 27 年度からの 10 年間を第 1 期実施計画と位置付け、5 年ごとに前期、後期と振り分けており、本計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの計画期間とします。

1-4. 計画対象施設

管理計画に基づく、「公共建築物」を本計画の対象施設とします。

2. 公共施設を取り巻く現状

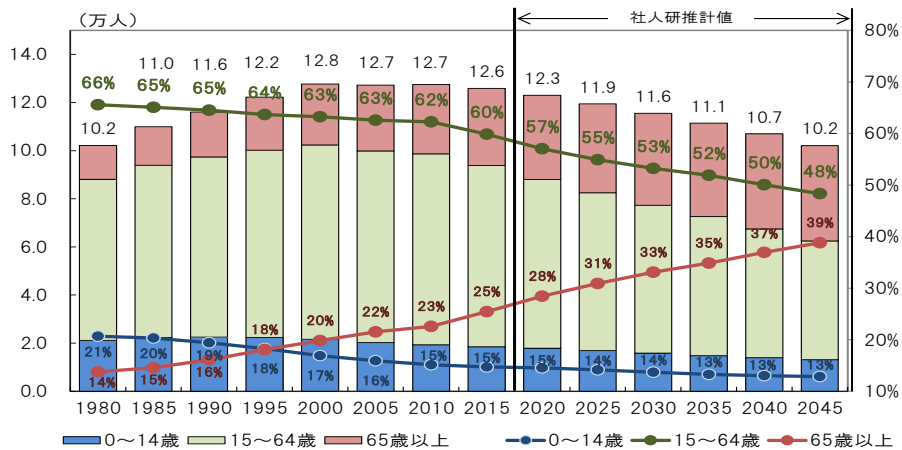
2-1. 人口動態

(1) 市全体の人口

本市の人口は、2010年(平成22年)にかけてわずかながら増加していましたが、2015年(平成27年)からは減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025年(令和7年)には12万人を下回ることが予測されています。

2015年(平成27年)の人口は、管理計画時点の推計値を国勢調査の実績値が下回っています。中長期的に見ると、管理計画時点の推計値を上回る速さで人口減少が進行することが予想されます。

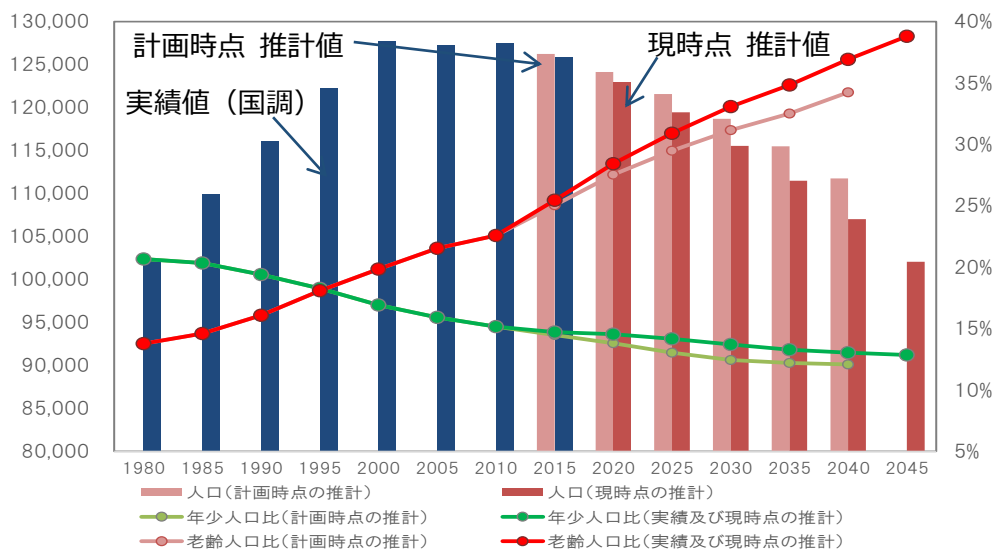
図表2 本市の人口の推計



※平成22年までは国勢調査。平成27年度以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

※構成比の合計は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならない場合があります。

図表3 人口推計の管理計画時点と現時の比較

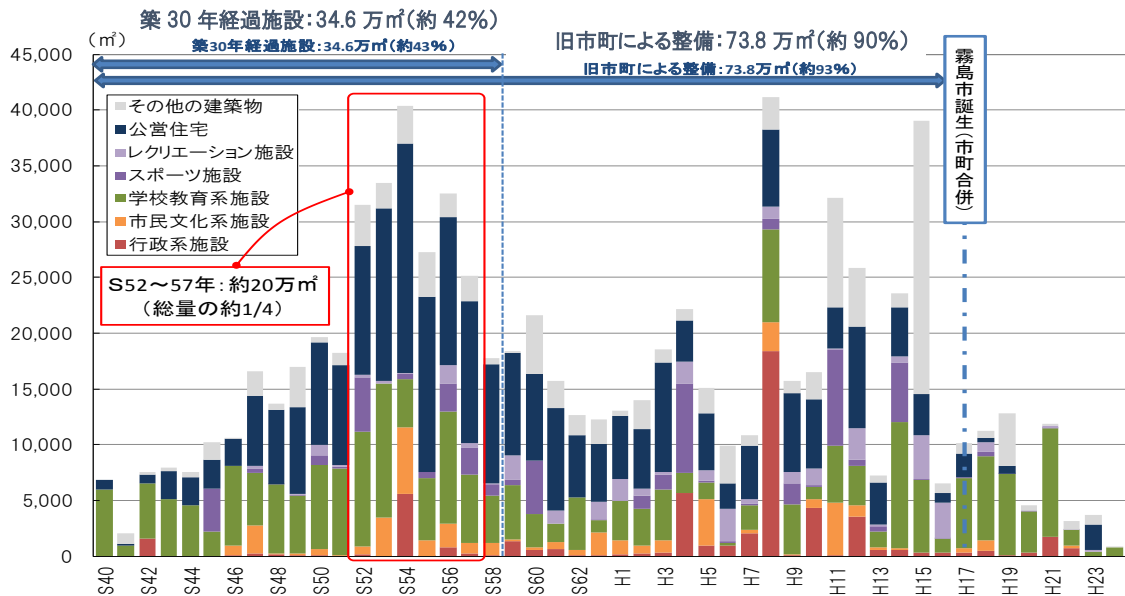


2-2. 公共建築物の状況

昭和40年以降の竣工年別の総延床面積の推移をみると、昭和40年代後半から50年代にかけて多くの施設が整備されており、特に昭和52年から昭和57年の6年間では公営住宅、学校教育施設を中心に約20万㎡（現有面積の4分の1相当）が整備されています。また、その後も、継続的に概ね毎年1万㎡を超える施設整備が進められてきました。

総量82.2万㎡のうち73.8万㎡（全体の約90%）が合併以前に旧市町により整備された施設であり、そのうち34.6万㎡（全体の約42%）はすでに築30年が経過しており、今後、大規模修繕や更新等への対応が必要となります。

図表4 整備年次別の用途別総延床面積



2-3. 公共建築物に関する市民意向調査

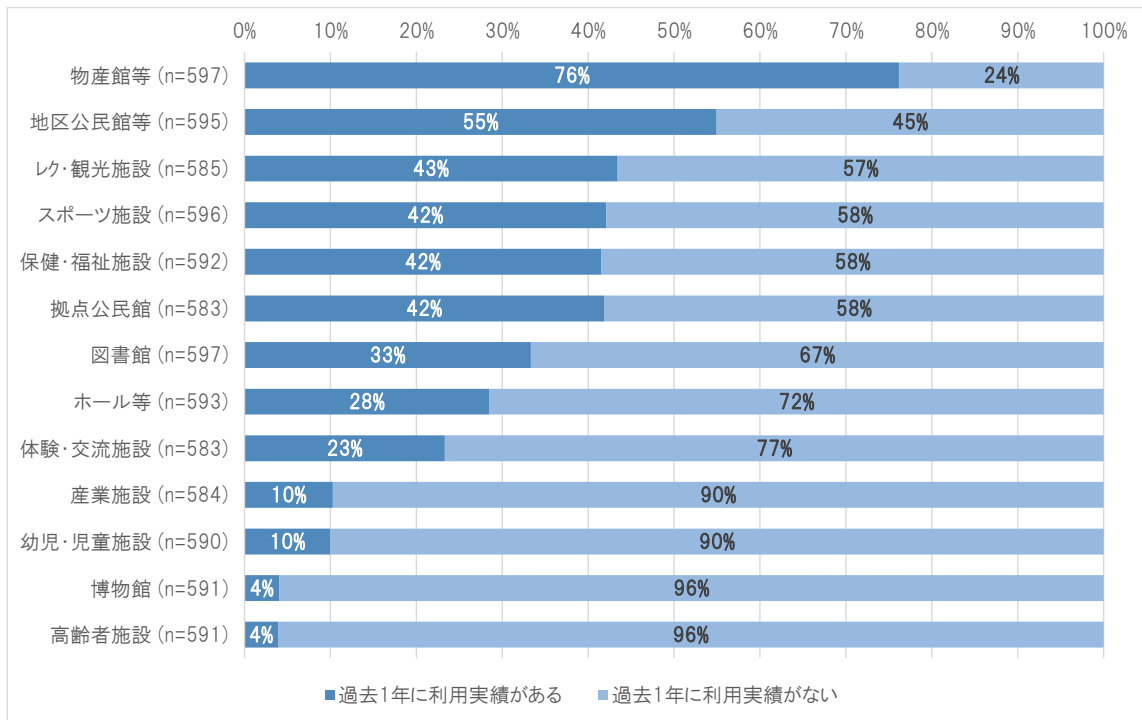
市民の公共施設の利用実態を把握するとともに、公共施設の維持管理に係る課題認識や公共施設マネジメントに係る具体の取組に対する市民の意向等を把握するために、令和元年7月から8月にかけて、15歳以上の市民2,100人を対象に市民意向調査を実施し、約30%の回答がありました。

(1) 公共施設の利用状況

問) あなたは過去1年間にどのくらい霧島市の公共施設を利用しましたか。

- 最も市民の利用頻度が高い公共施設は物産館であり、過去1年間に「利用実績がある」とする割合は76%で、次いで地区公民館が55%となっています。
- その他の施設では、「過去1年間利用していない」（「利用したことがない」を含む）回答が半数以上を占めています。
- 「利用したことがない理由」の主なものは、「利用する必要がない」、「施設の存在を知らない」となっています。

利用状況を分析し機能の整理や稼働率を上げるための取組、施設紹介方法の改善などが必要であると言えます。

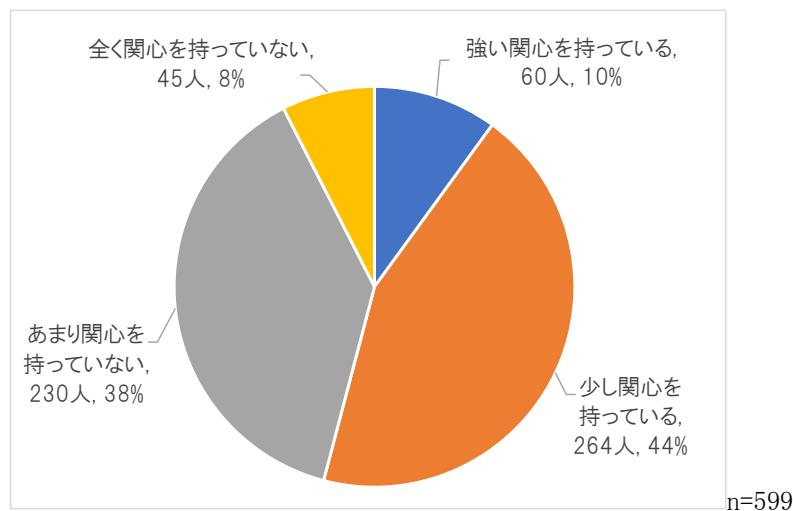


(2) 公共施設の現状・課題への関心

問) あなたは、本市の公共施設の現状や課題について、どのくらい関心をお持ちですか。

- 霧島市の公共施設の現状・課題に関し、「関心を持っている」(「強い関心を持っている」と「少し関心を持っている」の合計)との回答は54%であり、そのうち「強い関心を持っている」との回答は10%であります。

公共施設の現状や課題について、もっと積極的に市民等に情報を提供し、共有する必要があると言えます。



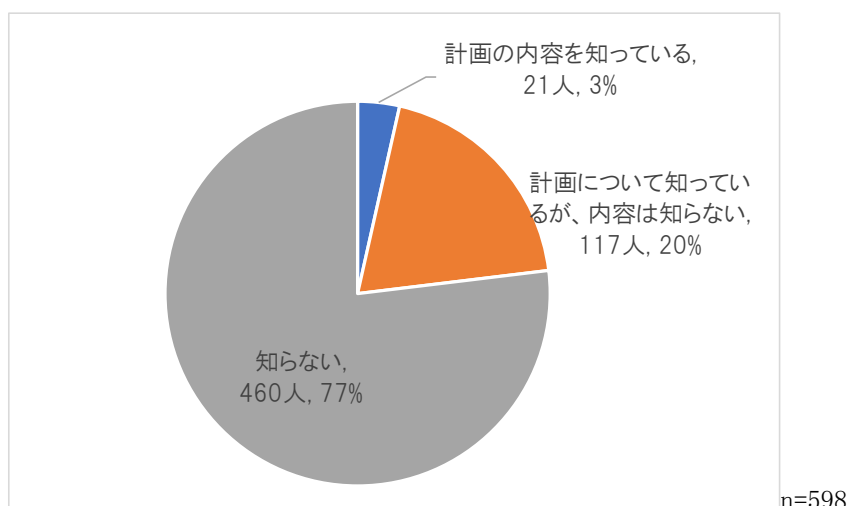
(3) 霧島市公共施設管理計画についての認知度

問) 本市では、平成27年3月に「霧島市公共施設管理計画」として公表しています。

あなたは、このことをご存知でしたか。

- 霧島市公共施設管理計画について「知っている」との回答は23%で、77%は「知らない」と回答しています。

人口減少や少子高齢化が見込まれる中で、公共施設の保有量の適正化や長寿命化等の取組は避けては通れないことから、これまで以上に霧島市公共施設管理計画の取組について周知を図っていく必要があると言えます。

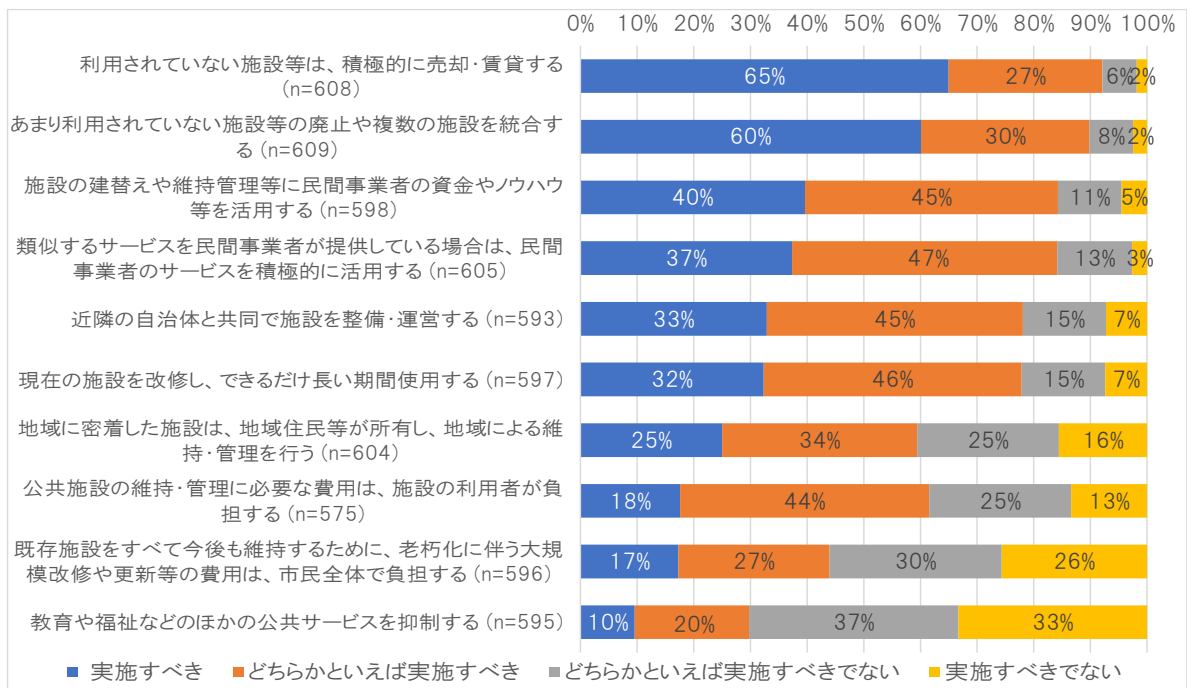


(4) 今後、市が推進すべき施策に関する住民の意識

問) 今後、将来にわたり、公共施設において地域に必要な行政サービスを安定的に提供し続けるため、市はどのような取組を推進すべきと思いますか。

- 「実施すべき」取組に着目すると、「利用されていない施設等は、積極的な売却・賃貸」が最も多く、次いで「低利用施設等の廃止・統合」、「施設の建替えや維持管理等への民間資金・ノウハウ活用」の順となっています。
- 一方、「施設改修費用を市民全体で負担する」や「教育や福祉等の公共サービスを抑制する」については、「どちらかといえば実施すべきでない」と「実施すべきでない」の合計が半数以上を占めています。

新たな取組方針については、概ねご理解はいただいておりますが、市民全体で改修費用を負担することや公共サービスを抑制することについては、実施すべきでないと考えている人が多いことから、民間活力の活用や受益者負担の見直しなど、総合的な取組が必要であると言えます。



2-4. 霧島市公共施設管理計画（基本計画）

(1) 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）

以下の2つの考え方を基本として、施設が保有する機能に着目し、将来にわたり維持すべき施設とそうでない施設の見極めを行うことで施設保有量の見直し・適正化を図ります。

○ 必ずしも複数保有する必要のない機能・施設(市で一つあれば良い機能・施設など)を整理する

地区ごとに保有する歴史民俗資料館や文化施設のホール機能、スポーツ・レクリエーション系施設など、必ずしも複数保有する必要のない機能・施設は適正配置の観点から整理する。

○ 施設性能、利用の観点から課題を抱える施設を整理する

老朽化、利用低迷、利用者の偏り等、施設性能や施設利用の観点から課題を抱える施設は整理する。近隣に類似機能を保有する施設がある場合は、いずれかの施設を廃止するなど機能重複を排除していく。

※ なお、保有量の見直し・適正化に当たっては、集約によって使用しなくなった施設等は原則として除却していきます。また、民間活力の導入が有効である場合には積極的に導入していきます。(売却・譲渡等)

機能や施設の集約に際しては、地区や地域に必要な機能はできる限り存続させることを目指し、維持すべき施設の空きスペースに他の機能を移転する等、施設の複合化・多機能化を推進することで施設の効率的な利用を図ります。

(2) 施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化推進）

将来にわたって維持すべき施設の長寿命化を図っていきます。

予防保全は、原則、将来にわたり維持すべき施設のうち、特に建物の不具合や設備の故障等が発生したときに、市政の運営や市民の生活等に大きな影響を及ぼすと考えられる施設や建替や移転工事に伴う休業が困難な施設（行政系施設（庁舎、消防施設）、学校等）を対象とします。

長寿命化により目標とする耐用年数については、（一般財団法人）日本建築学会等の資料等を参考に、以下のとおり定めます。

また、庁内関係部署の適切な役割分担のもと、長寿命化を推進していきます。

図表5 長寿命化推進の方向性

| 施設の種類 | | 主な用途 | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造の場合 | 木造の場合 |
|---------|--|-------------------------------|---|-------|
| 維持すべき施設 | 予防保全をする施設 (建替・移転工事に伴う休業が困難な施設、不具合等が発生した時に市政の運営や市民の生活等に大きな影響を及ぼす施設) | 行政系施設(庁舎、消防施設) 学校教育施設等 | 80年 | 60年 |
| | 上記以外の施設 | 市民文化系施設 社会教育施設 等 | | |
| 維持しない施設 | | — | ※建替や大規模修繕等はいりません。利用者等に危険を及ぼすような不具合があった場合は直ちに利用を中止します。 | |

<標準的な長寿命化のサイクル(鉄筋コンクリート造の場合)>※個別の建物の状況により判断
 建築後 30 年経過で大規模改修⇒建築後 55 年経過で 2 回目の大規模改修
 ⇒建築後 80 年経過で建替

(3) 施設運営の見直し(財源確保)

施設運営の効率化を図るとともに、受益と負担の観点から使用料の適正化を図り、収支バランスの改善を目指します。

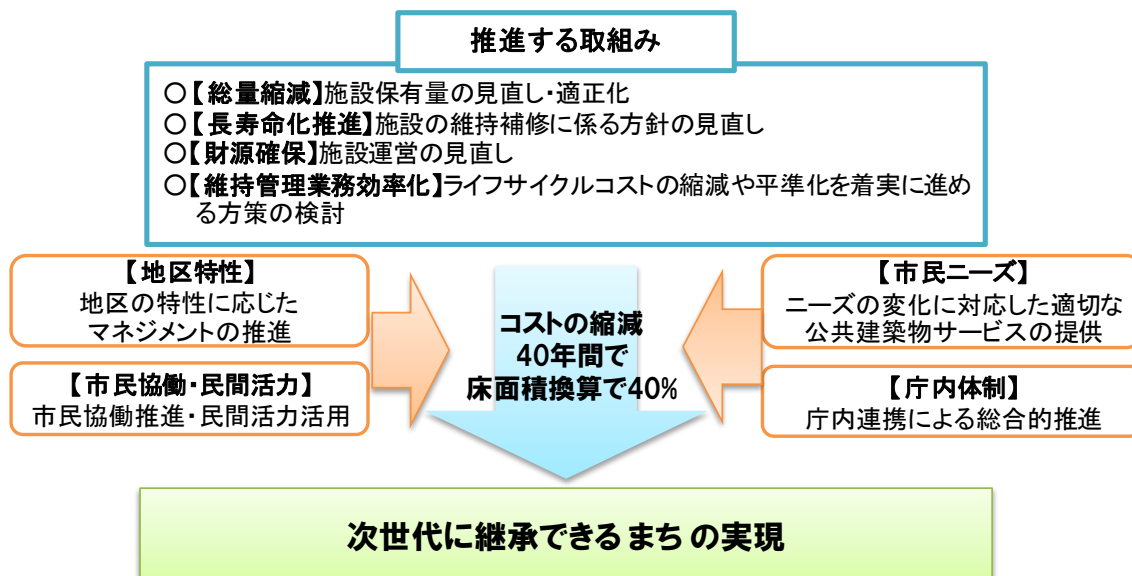
また、民間活力の導入を推進すること等により、財源の確保を図っていくことを目指します。(PPP、PFI、ネーミングライツ、民間貸付等)

(4) ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討(維持管理業務効率化)

ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策として、民間活力を積極的に導入し、複数施設の同種維持管理業務を同一事業者に一括委託する方法、施設の運営管理や修繕・更新までを長期的かつ包括的に委託する手法等、維持管理業務の効率化に資する取組を推進します。

これらの推進に当たっては、財政負担の縮減や平準化の観点のみならず、円滑な施設運営も含めた総合的な観点から検討します。

図表6 公共建築物の管理に係る全体像



3. 前期計画期間の取組について

3-1. これまでの取組の振り返りと今後に向けた課題・留意点

本市では、平成 27 年 4 月に公共施設マネジメント業務に係る事務局機能を担うために総務部に財産管理課財産活用グループを設置し、施設所管課や地域との調整を行いながら、管理計画の着実な推進を図ってきました。

また、副市長を本部長とする全庁横断的な組織「霧島市公共施設マネジメント計画推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設置し全庁横断的な協議・検討を行い、さらには、有識者や地域の代表者などで構成される「霧島市公共施設マネジメント計画推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置し、各専門分野の委員から御意見をいただきました。

このような中、公共施設を取巻く環境としては、管理計画を策定した当時の人口動態推計よりも早いスピードで人口減少・少子高齢化が進行し、公共施設の老朽化への対策も喫緊の課題となっています。

これまでの 5 年間の取組を振り返り、次の 5 年間に繋げていくことが管理計画の更なる推進の鍵となることから、次のとおり、管理計画の推進する 4 つの取組ごとに振り返りを行い課題・留意点を整理しました。

(1) 総量縮減

管理計画には 5 年間の期間削減目標を掲げており、平成 27 年度からの 5 年間は 9.9 万㎡を目標数値としています。

これまでの主な取組としては、「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき公営住宅を用途廃止しや除却した跡地の積極的な売却に取り組みました。

保育園及び養護老人ホームについては、「霧島市保健福祉施設等民営化計画」に基づき民営化に取組み、民営化後は民間事業者の投資により施設の充実が図られています。

学校教育施設の教職員住宅については、特に国分・隼人地区の市街地では、民間事業者によりアパートや貸家などの住宅供給が行われていることから、民間事業者の住宅を活用することとし、本市が保有する教職員住宅は積極的に売却や貸付、他の機能への転用を図ってきました。

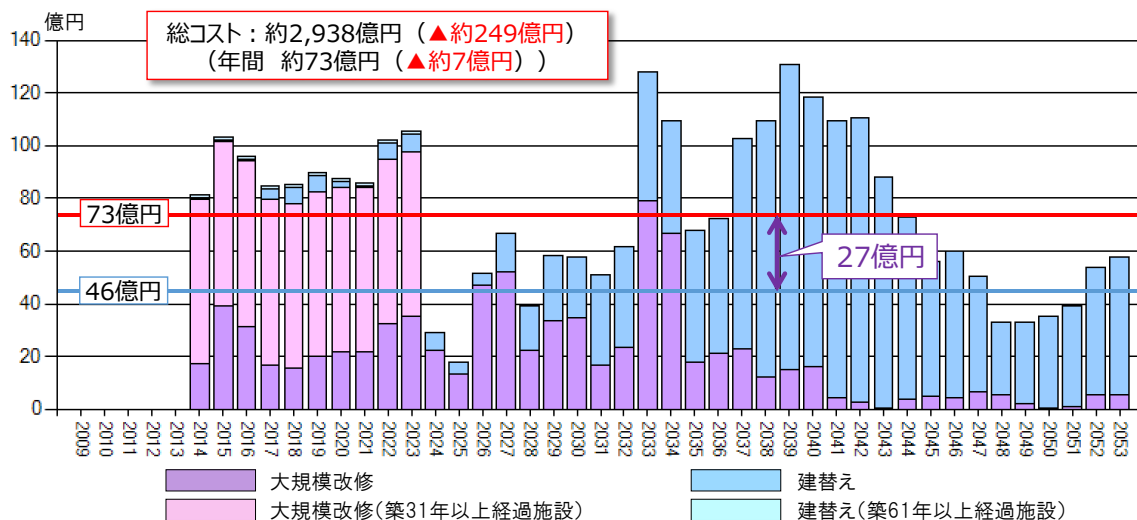
平成 29 年 3 月をもって閉校した福山中学校については、県関係の財団に貸付を行い多くの雇用の場を創出することができました。

旧溝辺総合支所は新耐震基準を満たしていなかったことから、隣接する溝辺保健福祉センターに行政機能を移転しました。

今後、廃止の方向で検討する施設で、大規模改修・更新等を行わないと位置付けた施設のうち、特に危険建物と判断した場合は、使用禁止にすることとしています。

この 5 年間で除却や民間譲渡、大規模改修や更新等を行わないと位置付けた施設（約 4.6 万㎡）を除いて将来負担コストを試算すると、管理計画を策定した当時は、40 年間で 3,187 億円（約 80 億円/年）と試算されていた将来負担コストは、2,938 億円（約 73 億円/年）となり、総量縮減の効果は全体で 249 億円（約 7 億円/年）となります。

図表7 公共建築物のコスト試算計画



しかしながら、依然として多くの公共施設を保有していることから、これまで以上に、総量削減に取り組んでいく必要があります。

そこで、次の観点からこれまでの取組の課題を整理します。

①所管課を中心とした取組みの推進

前期計画期間では、施設の今後のあり方等に係る個別計画を有する分野（高齢者施設・子育て支援施設や公営住宅）で、先行的に施設の譲渡、除却等の推進が図られました。

これは、所管課において個別の計画を策定し、計画的に取組が進められてきた結果であります。

なお、施設のあり方を検討する際は、提供している公共サービスのあり方も併せて検討し、施設の今後の方針を決めることが重要となります。

②施設カルテ等による課題発見、利用者視点による実態把握

施設の状態や維持管理・運営状況の“見える化”、及びデータの一元管理を目的に、運営情報や利用情報などを管理する施設カルテを作成しました。

この施設カルテは定期的に更新を行い、併せて施設の課題等の整理にも活用します。

課題等への対応策の検討にあたっては、施設が保有する機能や役割（政策課題に対する役割など）を、利用者視点から再評価することが重要であり、利用者へのインタビュー等を通じ、利用者の特徴や利用実態等をきちんと把握することが求められます。

③前例にとらわれない手法の検討・推進

公共施設が抱える課題は複雑であり、前期計画期間では、見直し対象施設の跡地や余剰スペースの活用方針の検討に時間を要しました。

対象施設や地域の状況等により、取組手法や手順、準備期間等は異なるため、既存の取組手法や慣例にとらわれることなく、それぞれの課題に応じた具体的な方策を検討し、推進していくことが必要となります。

④ 試行的な取組を推進する仕組みの構築

前例のない課題への取組については、教科書的なツールは存在せず、試行と検証を繰り返し、最善と思われる方策を導き出すことが必要となります。

そのため、他の自治体の先進的な取組の情報を収集・分析し、本市における試行的実施内容を検討し、地域住民等に具体的な取組案を示し意見交換を繰り返しながら、実行に繋げる仕組みが必要です。

こうした取組の積み重ねにより、職員そして、地域住民の経験値が高まっていくことから、積極的にひとつでも多くの事例に取り組むことが重要となります。

(2) 長寿命化推進

安全・安心かつ健全な施設の運営管理を効率的に行うため、平成 29 年度に施設点検マニュアルを策定し、平成 30 年度から所管課担当職員による定期的な点検を実施しています。

また、大規模な施設は建物だけでなく付属の設備も大型になり保全など維持管理に多額の費用が必要となることから、施設保有量が多く大規模な施設を優先し、長寿命化計画の策定作業を進めてきました。

公営住宅については、平成 29 年 3 月に公営住宅等長寿命化計画を改訂し、学校教育施設については、令和 2 年度に学校教育施設等長寿命化計画を策定する予定であります。

計画的かつ効率的な公共施設の維持管理等の施設運営には、施設の状態を把握する必要があることから、施設点検マニュアルに沿った定期点検を継続しながら、点検等に必要な知見やノウハウを蓄積し、精度向上を図ることが必要となります。

(3) 財源確保

廃止施設等の跡地などの遊休資産については、積極的に売却・貸付を行うこととし、財源確保に努めています。

売却については、単に不動産として売るだけではなく、地域の課題解決になるような活用も検討しなければならないことから、「地域自らの取組として施設を活用する意向があるか」確認をする仕組みを作りました。

また、高圧受電設備を有する施設については、入札により電力を調達することで、電気料金の削減を図り、また、施設の利用料を見直すことで受益者負担の適正化に取り組んできました。

引き続き、遊休資産の積極的な売却・貸付や(4)で示す維持管理業務効率化による財源の確保に努めるとともに、国や民間等の有利な財源について調査・検討し、公共施設マネジメントを推進していきます。

なお、施設の維持管理に係る予算は、増加することが見込まれることから、公共施設等の改修や除却等の経費の財源に充てるための基金の設置等、公共施設マネジメントの取組に係る財源を確保する仕組みが必要となります。

(4) 維持管理業務効率化

(2) 長寿命化推進に記載したとおり、施設点検マニュアルを策定し統一した基準で一般職員が定期的に点検を行える仕組みを作りました。

今後も定期点検を継続的に実施し、適切な施設運営を図るとともに、点検結果を公共施設マネジメントの取組に反映させるなどの維持管理業務の効率化を進めていかなければなりません。

また、本市では、約 160 施設において、施設の有効活用や効率的な維持管理を図るため、民間事業者等のノウハウや手法、アイデアを活用する指定管理者制度を導入しており、公営住宅についても、令和 2 年度から指定管理者制度を導入します。

さらに、近年、先進自治体では、所有権は市が保有し、長期的に運営権を譲渡する運営権譲渡（コンセッション）や、施設の維持管理を複数まとめて委託する包括管理委託などに取り組み、施設の維持管理業務の効率化を図っています。

本市においても、民間事業者と対話をするサウンディング調査等を行いながら、指定管理者制度や P F I、運営権譲渡などの民間活力の活用をさらに進めるよう検討を行う必要があります。

4. 後期計画期間の取組について

4-1. 基本方針

人口減少・少子高齢化の進行や財政の逼迫等、これまで以上に厳しい社会経済情勢が見込まれる中、これまでの5年間に推進してきた取組を継続しながら、以下に示す方針のもと、更なる公共施設マネジメントの取組を推進することで、公共施設が抱える課題に対応していきます。

(1) 総量縮減

管理計画に掲げている令和2年度からの5年間の期間削減目標は、8.7万㎡ 削減率は12%ですが、前期計画期間の削減目標の達成率は50%にも達していない状況であることから、さらなる施設保有量の見直し・適正化に取り組みます。

施設のあり方を検討する際は、施設カルテを活用し、施設の状態や維持管理・運営状況を分析し、地域住民や利用者等と連携協力しながら、施設の今後の方針を検討します。

施設の今後の方針は、現在の視点ではなく、今後このような地域にしていきたいという将来像から見た視点を持って、特に地域の拠点として中期的に維持していく公共施設を重点的に検討します。

なお、中期的に維持していく地域の拠点施設は、現状の機能を維持するだけでなく、施設の集約・複合化などを行い、子どもからお年寄りまで異なる世代が日常的に顔を合わせる機会を創出できる空間を目指します。

(2) 長寿命化推進

施設の運営管理においては、安全・安心して施設を利用できる状態を保つことが、第一であることから、引き続き、施設点検マニュアルに沿って、定期的に点検を実施し不具合箇所等の早期発見に努めます。

また、管理計画に沿って、施設の長寿命化を推進するとともに、大規模改修や更新の平準化を図っていきます。

長寿命化を検討する際には耐震化やユニバーサルデザイン化、バリアフリー化についても検討し、施設の安全性や市民の利便性の確保を図ります。

なお、学校教育施設や公営住宅を除く大規模な公共施設（例えば1,000㎡以上の施設で築25年以上経過したもの）について、専門業者による劣化状況調査を実施し修繕・更新等の時期を把握した上で、機能転換・用途変更、集約・複合化、廃止など、今後の施設のあり方を協議する仕組みを構築します。

(3) 財源確保

地域課題等への対応も含めて検討することに留意しながら、使用されていない遊休資産については、引き続き積極的に売却・貸付を行います

さらに、売却・貸付を推進するために、利活用に関するガイドラインを作成します。

また、公共施設等の改修や除却等の経費の財源に充てるための基金設置など、公共施設マネジメントを推進するための財源を確保する仕組みの構築にも取り組みます。

なお、公共施設マネジメントに係る取組の財源確保については、国や民間等の外部資金を活用することも併せて検討します。

(4) 維持管理業務効率化

施設点検マニュアルに沿った職員による定期点検を継続しながら、点検ポイントの見直しを行い、点検作業の効率化を図ります。

また、公共施設をまとめて包括的に管理し全体の状況を横断的に把握できる包括管理委託は、施設間での優先的な対策や施設の今後のあり方の検討など、様々な公共施設マネジメントの取組に繋がる可能性があることから、本市に導入できないか検討を行います。

なお、先進自治体では、官民連携による施設の運営管理や有効活用に取り組んでいる事例があることから、調査・検討を行っていきます。

(5) 更なる公共施設マネジメントの推進に向けて

○施設・地域の実態(“本質”)の見極め

施設保有量の見直し・適正化の検討には、地域住民や施設利用者等の利用実態を把握することが重要であり、時間を要します。

そこで、積極的に地域に飛び出して、直接、地域住民や施設利用者等の利用実態を把握することが大切です。

モデル的に福山下場地区で実施した地域インタビューでは、施設の歴史や活用方法などについて地域住民と直接対話をすることで、多くの情報を得ることができました。

施設の今後のあり方を検討する際には、地域インタビューや意見交換の機会を積極的に設けながら、施設が実際に使われている状況や利用者の属性、立地状況など、施設・地域の本質を把握することに努めます。

○分野横断的な議論を喚起する仕組み

地域や施設に係る実態(“本質”)の見極め、そして課題解決策の検討は、所管課だけではなく、全庁横断的に取り組んでいかなければなりません。

そのため、関係課等が、分野横断的に課題の共有や意見交換を行う機会を、財産管理課が事務局となり設けます。

また、特に必要な場合には、財産管理課が所管課に対し問題提起を行い、関係課による情報共有や意見交換のための場(ワーキング)を設置し、協議を進めます。

○重点プロジェクトの組成と集中的な支援

公共施設が直面する課題に対応するには、全庁横断的な議論や地域住民の主体的な参画、民間事業者の資金・ノウハウ等の活用など、多様なアプローチが求められることから、試行と検証を繰り返しながら最善の方策を検討していくプロセスを構築します。

そのため、こうした前例のない課題に係る取組については、重点プロジェクトと位置付け、中長期的な視点から、全庁横断的かつ集中的に取り組んでいきます。

具体の方策を立案し実践することによる経験から、公共施設マネジメントに係る職員の知見・ノウハウが蓄積するとともに、行政のみでは解決できない課題を、地域住民や民間事業者と力をあわせ、それぞれの役割を果たすことで解決する“協創による課題解決”を目指します。

○市民の理解や参画の促進

本計画を策定する際に実施した市民アンケートの結果を踏まえると、管理計画及び公共施設マネジメントの取組の認知度は、依然として低い状況です。

今後は、地域座談会や出前講座の開催、広報誌等の活用、市内の小中学校、高校、大学との連携等、様々な手段を駆使し、積極的に公共施設マネジメントの取組について周知していきます。

地域住民と行政が連携協力して新たな公共施設の今後のあり方や新たな機能を創造する取組を推進し、管理計画及び本計画を着実に推進していきます。

4-2. 施設分野別の方針

施設分類別の大一中分類別の取組方針に基づき、今後の施設のあり方を検討します。

| 大一中分類 | 取組方針 |
|---|--|
| 大) 行政系施設 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ それぞれの施設の抱えている課題は建物の状態や立地状況、地域の特性などにより違うため、地域のまちづくりと併せて施設のあり方について検討する。 ▶ 国分シビックセンターは、行政庁舎や議会庁舎、複合施設から構成されており、別館建設時に最新の建築基準法に適合するよう、特定天井の耐震化工事、エレベーターの改修工事などは行ったものの、当初の建築から20年以上が経過し、老朽化が顕著なことから様々な修繕等が見込まれる。今後、大規模改修を含め、計画的な修繕や改修を検討しなければならない。 ▶ 牧園総合支所は、「機能集約の方向性と市民の利便性等の観点から総合支所の移転の可能性も含めて総合的な検討を行う」としたところであり、これらを踏まえ、新たな牧園総合支所庁舎については、老朽化が進む牧園老人福祉センターの敷地に行政機能を有する複合施設を建設することとし、現在、作業を進めているところである。 |
| 中) 庁舎等 本庁及び各総合支所 | |
| 中) 消防施設 消防団詰所 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 老朽化が進んでいる詰所については、災害・警戒時の活動拠点施設として維持していくために、建替計画に基づき更新する。なお、建替に支障がある場合は、分団、部の統合等により組織見直しを行い、できる限り自治公民館等の既存施設と近接するところに建設すること等を検討する。 |
| 中) 消防署・分遣所 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 維持管理費の削減や施設の機能アップなどを勘案し、分遣所の複合化を検討する。また、女性消防吏員について今後も一定の採用の見込みがあることから、各署所の増改築を検討する。 |
| 大) 市民文化系施設 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ どの範囲にどれくらいの規模の集会施設等が必要か判断し、現存する建物の建設年度や老朽化の程度などの状況を見極めながら、今後の施設のあり方を検討する。 ▶ また、多くの集会施設が災害時の避難所に指定されていることから、施設の今後のあり方を検討する際は、避難所のあり方も併せて検討しなければならない。 |
| 中) 集会施設 各地区集会施設、各地区コミュニティセンター、各地区共同利用施設、隼人人権啓発センター、働く女性の家、丸岡会館、国分地区の | |

| | |
|---|--|
| <p>生活改善センター、溝辺竹子集会センター、松ヶ野地区林業集会施設、各地区公民館、基幹集落センター、溝辺地区共同利用施設（みそめ館）</p> | |
| <p>中) 文化施設 市民会館、技術研修館</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民会館は、建築 51 年、大規模改修から 19 年が経過し、躯体、設備、舞台装置などで老朽化が進行している。また、隣接する旧国分中央地区共同利用施設と接続後に建築基準法が改正され、旧共同利用施設の耐震補強や市民会館ホールの特天天井などの対策を検討しなければならないことから、将来に向けて市民会館の整備方針を検討する。 ▶ 老朽化が進行している横川勤労者技術研修館は、大規模改修や更新時に統廃合や廃止などについて検討する。 |
| <p>大) 社会教育系施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 郷土館、歴史民俗資料館等は、将来的には集約の方向性で検討する。総合支所への収蔵品等の展示も併せて検討することとする。将来的に 1 か所に集約できた場合は、埋蔵文化財収納施設への用途変更や建物の民間譲渡などを検討する。 |
| <p>中) 博物館 郷土館、歴史民俗資料館、メディアセンター</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ メディアセンターは、シビックセンター内に設置されているので、シビックセンター全体の管理に従い今後のあり方を検討する。 |
| <p>中) 図書館</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国分図書館はシビックセンター内に設置されているので、建物自体は現行どおり維持する。 ▶ 隼人図書館は、建築から 27 年が経過し老朽化が進行しているので、更新時期を見越し地域における施設の役割や市民の方々の声を参考に方向性を検討する。 |
| <p>大) スポーツ・レクリエーション系施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 同じ機能を持った施設が多いことから、建物が老朽化している施設については、更新時に統廃合、継続利用（規模縮小）、廃止を検討し保有量の適正化に努める。 |
| <p>中) スポーツ施設 各地区体育館・グラウンド・プール、まきばドーム</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>中) レクリエーション施設・観光施設 関平温泉、各温泉センター、黒石岳森林公園、サン・あもり、温泉市場</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間と競合するものについては、民間活力を活用しやすい分野であり、稼働率、採算が見込まれる施設については指定管理更新時等のタイミングに合わせて、国等の補助金の活用を調査の上、民間譲渡を検討する。 ▶ 老朽化が進行している施設は、大規模改修や更新時に統廃合や廃止などについて検討する。 |
| <p>中) 保養施設 霧島高原国民保養地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 霧島高原国民保養地の宿泊施設等は観光客等に快適な環境を提供するために適切な維持管理に努める。老朽化した稼働率が低い施設については、利用可能な状態に補修するか又は、廃止をするか検討する。 |
| <p>大) 子育て支援施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園は、民営化や小学校校舎内への移転について検討する。 ▶ 保育園は、霧島市保健福祉施設等民営化計画に基づき、民営化を進める。 |
| <p>中) 幼稚園・保育園・こども園</p> | |
| <p>中) 幼児・児童施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公設の放課後児童クラブの施設整備については、学校をはじめとする公共施設の空き部屋等の活用を第一としている。空き施設がない場合は、教職員住宅の転用や学校敷地内や教職員住宅跡地等に新設している。公設のクラブの機能は維持し、需要に応じて必要であれば増設や新設も検討する。また、児童数が減少傾向にある中山間地域のクラブについては、その性質上、統廃合や集約化が困難であるため、機能維持もしくは学校の空き教室等への機能移転を検討する。 |
| <p>大) 保健・福祉施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各地区の保健センターの運用を検討するだけでなく、市の保健事業の拠点をどのように考えていくのか総合的に検討する。 |
| <p>中) 保健施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 横川長安寮は、霧島市保健福祉施設等民営化計画に基づき、民営化を進める。 ▶ 老人作業所は、老朽化や利用者のない施設については廃止する。 |
| <p>中) 高齢福祉施設 老人憩の家、老人作業所、老人集会所、福祉作業所</p> | |
| <p>中) 障害福祉施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい者の福祉作業所は、民間でのサービスが充実してきていることから、建物の建設年度や所在地により条件が異なるが、設置管理条例を廃止した上で、有償での貸付や譲渡等、更新しない方向で検討する。 |

| | |
|--|--|
| 大) 産業系施設 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 加工施設については、どの範囲にどれくらいの規模が必要か、また、他課所管の類似施設との集約・複合化、統廃合について検討する。 ➤ 関平鉱泉販売所は、建物、設備ともに新しいため、設備等を有効活用し更なる販売促進を図りながら、将来的には、民間譲渡等についても検討する。 ➤ 省エネ住宅は、令和3年度で10年を経過することから、省エネ設備の検証を行い、今後のあり方を検討する。 |
| 中) 産業系施設 農産物加工施設、農産物直売所、関平鉱泉販売所、省エネ住宅 | |
| 大) 公営住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 良質な住環境の提供を念頭に、地域の住宅需要や残存耐用年限等を考慮の上、霧島市公営住宅等長寿命化計画に沿って、市営住宅の修繕、除却、建設に取り組む。 |
| 中) 公営住宅 | |
| 大) 公園 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園自体のあり方については、都市公園、普通公園等の公園のあり方において検討する。公園内のトイレや休憩所（東屋）等は適切な維持管理に努めるが、老朽化が著しく利用度が低いものは廃止等の検討も行う。 |
| 中) 公園 | |
| 大) 学校教育系施設 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 小中学校は、児童生徒が1日の大半を過ごすきわめて重要な教育施設である。安全・安心に学校生活を送ることができるよう、年次的に校舎等の大規模改造工事も実施しており、今後とも計画性をもって順次、教育環境を整備していく。 ➤ 学校の統廃合を行う場合には、旧福山中学校の例をモデルとして、跡地の有効活用も視野に入れることとする。 |
| 中) 学校 | |
| 中) その他教育施設 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 教職員住宅は、すでに民間へ売却実績があり、今後も年次的に民間譲渡、他用途での再利用、除却を進める。 ➤ 給食施設は、センターの統廃合と単独調理場のうち、ウェット方式の学校のドライ化を検討する。 ➤ 国分中央高校の園芸工学科の学習内容をどのように改革していくか方向性を検討しながら、小畑農場の場所や規模等を検討する。 |
| 大) 供給処理施設 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 供給処理施設は、他の施設と比較すると高温・多湿な環境で稼働しているため、性能低下や磨耗の進行が早く、施設全体の耐用年数が短いとされている。処理機能を維持し、機能を適切に発揮するための補修等を行い施設の延命化に努めているが、老朽化が進み補修に係る経費が過大となる施設については、様々な条件等を勘案し、施設の建替、改修等を検討する。 ➤ 敷根清掃センターは建替えを決定しており、基本構想・基本設計等を業務委託している。新たな施設は令和7年度の本稼働を目指す。 |
| 中) 供給処理施設 清掃センター、火葬場 | |

4-3. 重点的に推進する取組

本計画期間に重点的に推進する取組を以下のとおりプロジェクトとして位置付けます。

この重点プロジェクトの推進は、その課題解決が本市の公共施設マネジメントの先進的な取組になることから、庁内横断的な協力体制を構築し、また、地域住民と連携協力しながら、施設のあり方を検討し、新たな機能を創造していきます。

図表：重点プロジェクト概要

| プロジェクト名称（仮称） | 主要施設 | 概要（プロジェクトの意義） |
|--------------------|---|--|
| 地域との協働による施設活用方策の検討 | 旧田中家別邸 旧福山幼稚園 福山公民館分館 | 人口減少・少子高齢化が進行する福山下場地域が直面する課題を地域住民等と共有し、その上で、福山下場地域を代表する旧田中家別邸や旧福山幼稚園、福山公民館分館等のあり方や有効活用方策等を、地域の活性化の観点から地域住民と一緒に検討し、実行します。 |
| 隣接する施設の機能の集約・複合化 | 福山分遣所 福山公民館 牧之原老人憩の家 | 施設の老朽化、機能の拡充が課題となっている福山分遣所の機能を、福山公民館に機能を集約することを検討します。 既存施設を有効活用することでコストを抑えつつ、多世代交流による地域の活性化や地域の防災力向上を図ります。 |
| 公民館機能移転に係る再配置 | 霧島公民館 霧島保健福祉センター 霧島歴史民俗資料館 霧島弓道場 霧島総合支所 | 施設の耐震補強や老朽化、アクセスの利便性が課題となっている霧島公民館の機能を、霧島保健福祉センターに移転することを検討します。 霧島保健福祉センターは平成14年に設置され、建物の状態、機能、立地に優れ避難所としても活用されており、地域住民の利便性の向上につながることを期待されます。併せて、霧島公民館敷地内にある歴史民俗資料館や弓道場の今後のあり方についても機能移転等を検討します。 |

4-4. 個別施設に係る計画

(1) 劣化状況調査対象施設

本市の行政機能の中枢を担う本庁舎や本計画期間に推進する重点プロジェクトにおいて、周辺機能の集約や地域の拠点としての活用が期待される霧島保健福祉センター、福山公民館について、現在の劣化状況等を踏まえ、施設の今後のあり方を検討します。

図表 8 劣化状況調査結果

| | 国分本庁舎 | 霧島保健福祉センター | 福山公民館 |
|-------|--|---|---|
| 用途 | 庁舎等 | 保健福祉センター | 公民館 |
| 所在地 | 霧島市国分中央三丁目 45番1号 | 霧島市霧島田口 500 | 霧島市福山町福山 5290 番地 61 |
| 築年数 | 築 23 年 | 築 17 年 | 築 47 年 |
| 総床面積 | 約 17,000 m ² | 約 990 m ² | 約 810 m ² |
| 構造 | RC | RC | RC |
| 施設の状況 | <p>国分シビックセンターは、築 23 年が経過し、その間に改修していない部分については経年劣化している箇所がある。</p> <p>建築的には、以前、外壁タイルが剥落し補修された後があったため、安全面を考慮し、外壁全面の打診調査を行うことが望まれる。また、コンクリート打放し仕上の劣化が見られるため、洗浄・補修・保護などの劣化予防対策を施すことが推奨される。</p> <p>設備的には、別館の増築により負荷が増えていることから、計画的に受変電設備の改修を進める必要がある。空調設備は近年改修済みで、良好に維持管理されている。</p> | <p>霧島保健福祉センターは、築 17 年と比較的浅く、使用頻度も少ないため、劣化はあまり進んでいない。</p> <p>建築的には、屋上防水シートの浮き、たわみが広範囲に生じており、飛来物などの力がかかると破れ、漏水につながる可能性があるため、改修することが推奨される。</p> <p>設備的には、屋上の変電設備の外装が著しく発錆しており、内部の機器には今のところ異常はないものの、今後支障が生じる可能性があるため、早期に対策することが望まれる。</p> | <p>福山公民館は、築 47 年が経過し、全体的に経年劣化が進んでいる。</p> <p>建築的には、内・外部の仕上は経年による劣化、老朽化が進んでいる。鋼板屋根は、一部腐食して欠損している箇所があり、漏水につながる可能性があるため、対策を行うことが望まれる。躯体そのものは、目視のみの調査であるが、築年数の割には比較的健全であるように見受けられる。</p> <p>設備的には、照明器具が錆で腐食し異音も発生しているため、早期に改修することが望まれる。空調機、全熱交換器は故障している機器も多く、高経年で修理も不可能であることから、早期に改修することが推奨される。</p> |

(2) 施設分類別対策内容と実施時期

■大分類：行政系施設 中分類：消防施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|-------|--------------|-----------|------|-----|
| 福山分遣所 | S48 | 実施しない | R5 | 複合化 |

■大分類：市民文化系施設 中分類：集会施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|-------------|--------------|-----------|------|-----|
| 宮下団地集会所 | S48 | 実施しない | R5 | 除却 |
| 四方田団地集会所 | S46 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 溝辺麓地区共同利用施設 | S52 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 樗木段住宅集会所 | S54 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 福山公民館 | S47 | 今後検討 | R5 | 複合化 |

■大分類：市民文科系施設 中分類：文化施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|------------|--------------|-----------|------|-----|
| 横川勤労者技術研修館 | S59 | 実施しない | R4 | 除却 |

■大分類：社会教育系施設 中分類：博物館

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|----------|--------------|-----------|------|-----|
| 国分郷土館 | S54 | 実施しない | R6 | 転用 |
| メディアセンター | H8 | 今後検討 | — | — |
| 横川郷土館 | S62 | 実施しない | R2 | 集約化 |
| 隼人塚史跡館 | H13 | 今後検討 | R6 | 集約化 |

| | | | | |
|-----------|-----|-------|----|----|
| 隼人歴史民俗資料館 | S56 | 実施しない | R6 | 譲渡 |
|-----------|-----|-------|----|----|

■大分類：スポーツ・レクリエーション系施設 中分類：

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|----------|--------------|-----------|------|-----|
| 隼人松永運動施設 | S45 | 実施しない | R6 | 集約化 |

■大分類：スポーツ・レクリエーション系施設 中分類：レクリエーション施設・観光施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|----------------------|--------------|-----------|------|-----|
| 国分ハイテク展望台 | H4 | 今後検討 | R2 | 転用 |
| 霧島高原乗馬クラブ | H12 | 今後検討 | - | 譲渡 |
| 浜之市ふれあいセンター (富の湯) | H14 | 実施しない | - | 譲渡 |

■大分類：子育て支援施設 中分類：幼稚園・保育園・こども園

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|-------|--------------|-----------|------|-----|
| 陵南幼稚園 | S51 | 実施しない | — | 譲渡 |
| 富隈幼稚園 | H2 | 実施しない | — | 譲渡 |

■大分類：子育て支援施設 中分類：幼児・児童施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|------------|--------------|-----------|------|-----|
| 横川放課後児童クラブ | H16 | 実施しない | R2 | 転用 |

■大分類：保健・福祉施設 中分類：保健施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|------------|--------------|-----------|------|-----|
| 国分保健センター | S56 | 今後検討 | R6 | - |
| すこやか保健センター | S52 | 今後検討 | R6 | - |

■大分類：保健・福祉施設 中分類：高齢福祉施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|----------|--------------|-----------|------|-----|
| 上ノ山老人作業所 | S56 | 実施しない | R2 | 除却 |
| 牧之原老人憩の家 | S49 | 今後検討 | R6 | 複合化 |

■大分類：保健・福祉施設 中分類：障害福祉施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|-------------|--------------|-----------|------|-----|
| 障害者福祉作業所わかば | H20 | 実施しない | R4 | 譲渡 |
| 隼人障害者福祉作業所 | H12 | 実施しない | R4 | 譲渡 |

■大分類：産業系施設 中分類：産業系施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|-----------|--------------|-----------|------|-----|
| 茶屋倉庫 | H1 | 実施しない | R4 | 譲渡 |
| 農産加工施設 | S47 | 実施しない | R4 | 譲渡 |
| 馬渡野菜集荷場 | H12 | 実施しない | R6 | 譲渡 |
| 椎茸集出荷施設 | S64 | 実施しない | R6 | 譲渡 |
| 霧島茶ふれあい工房 | H16 | 実施しない | R6 | 譲渡 |

■大分類：公営住宅 中分類：公営住宅

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|-------|--------------|-----------|------|-----|
| 宮下団地 | S49 | 今後検討 | R4 | 除却 |
| 四方田団地 | S48 | 今後検討 | R6 | 除却 |
| 清水団地 | S49 | 実施しない | R6 | 除却 |

| | | | | |
|-------------|-----|-------|----|----|
| 南京塚団地 | S39 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 木原賃貸住宅 | S29 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 実校横住宅 | S29 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 松脇団地 | S50 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 久保山団地 | S49 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 下尾田住宅 | S39 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 下片白住宅 | S47 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 丸岡住宅 | S48 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 今村住宅 | S48 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 新川原住宅 | S50 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 新町住宅 | S54 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 片白住宅 | S38 | 実施しない | R6 | 除却 |
| ひばりヶ丘住宅（第1） | S44 | 実施しない | R5 | 除却 |
| 改田口住宅 | S30 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 七又住宅 | S38 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 小塚原住宅 | S53 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 田原住宅 | S47 | 今後検討 | R2 | 除却 |
| 牧場住宅 | S37 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 真孝東団地 | S47 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 樽木段住宅 | S54 | 実施しない | R2 | 除却 |

■大分類：学校教育系施設 中分類：その他教育施設

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|------------|--------------|-----------|------|-----|
| 青葉小学校校長住宅 | H5 | 実施しない | R3 | 譲渡 |
| 高千穂小学校教頭住宅 | S51 | 実施しない | R3 | 譲渡 |
| 高千穂小学校校長住宅 | S55 | 実施しない | R3 | 除却 |
| 隼人中学校校長住宅 | H3 | 実施しない | R2 | 転用 |
| 樗木段教職員住宅 | S57 | 実施しない | R4 | 譲渡 |
| 牧之原小学校校長住宅 | S57 | 実施しない | R4 | 譲渡 |

■大分類：その他 中分類：その他

| 施設名称 | 代表建物 建築年度 | 建替え、大規模改修 | 実施年度 | 方向性 |
|---------------|--------------|-----------|------|-----|
| 旧陵南児童クラブ屋外トイレ | H17 | 今後検討 | R2 | 除却 |
| 諏訪住宅 | S22 | 実施しない | R2 | 除却 |
| 防災無線中継局 | H7 | 実施しない | R4 | 除却 |
| 旧感染症指定病舎 | S60 | 実施しない | R6 | 除却 |
| 蛭児神社前トイレ | H14 | 実施しない | R2 | 除却 |

※具体の改修内容、実施の優先順位や事業年度については、別途実施する詳細診断を踏まえ、決定する。

第 1 期実施計画後期（霧島市公共施設管理計画）

令和 2 年 3 月

発行・編集：霧島市総務部財産管理課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

TEL 0995-64-0850

FAX 0995-47-2522

HP <http://www.city-kirishima.jp>

E-mail kanzai@city-kirishima.jp



鹿児島県 霧島市